

(平成24年4月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間⑥に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和60年3月から同年5月までを30万円、同年6月を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月5日から同年12月6日まで
② 昭和54年2月5日から55年3月30日まで
③ 昭和56年2月10日から同年6月21日まで
④ 昭和56年6月21日から同年10月1日まで
⑤ 昭和56年10月から57年3月まで
⑥ 昭和60年3月1日から同年7月1日まで
⑦ 昭和61年2月から同年9月まで

申立期間①、③及び⑤は、A社（後に、B社）に勤務していたときの標準報酬月額について、申立期間②は、C社に勤務していたときの標準報酬月額について、いずれも実際の支給金額より低い標準報酬月額になっているので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。申立期間④については、A社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落している。継続勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。申立期間⑥はD社に勤務していたときの標準報酬月額について、申立期間⑦は、E社に勤務していたときの標準報酬月額について、いずれも実際の支給金額より低い標準報酬月額になっているので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社に係る申立期間⑥について、申立人から提出された給与支払明細書によれば、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額が、申立人のオンライ

ン記録の標準報酬月額を上回っていることを確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額により、申立期間のうち昭和 60 年 3 月から同年 5 月までを 30 万円、同年 6 月を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主に照会しても回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、A社に係る申立期間①、③及び⑤については、申立人が保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を保有していないこと、給与明細を保有する申立人と業務内容の同質性が高い同僚が確認できないこと、及びA社は既に解散し、関連資料が残っていないことから、申立人が主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人は当該期間における報酬月額は 30 万円ぐらいと述べているところ、申立人のA社における 3 回の資格取得日の前後 5 人（合計 23 人）の標準報酬月額を確認するも、当該期間において標準報酬月額が 30 万円以上の者は当時の事業主しかいないことが確認できる上、当時の事業主の標準報酬月額が 30 万円以上になったのは、昭和 56 年 7 月からである。

C社に係る申立期間②については、申立人が保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を保有していないこと、給与明細を保有する申立人と業務内容の同質性が高い同僚が確認できないこと、及びC社が既に解散し、関連資料が残っていないことから申立人が主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人が記憶する、ほぼ給与額が同額であったとする同僚については、当該同僚は既に他界しており、供述は得られないものの、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額と当該同僚の標準報酬月額は、ほぼ同額であることが確認できる。

E社に係る申立期間⑦について、申立人が保有する昭和 61 年分給与所得の源泉徴収票を検証したところ、社会保険料等の金額の合計は、オンライ

ン記録の標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険及び健康保険の保険料並びに雇用保険料の合計とほぼ同額であり、申立人が主張する40万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立期間①、②、③、⑤及び⑦について、申立人の標準報酬月額の記録に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③、⑤及び⑦について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

A社に係る申立期間④について、当該事業所は既に解散しており、解散時の事業主は申立期間当時の関連資料は残っていない旨の回答をしている上、申立期間当時の事業主は既に他界しており、連絡の取れた同僚に聴取したものの、申立人の勤務実態について具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は昭和56年6月21日に資格喪失し、同日に健康保険任意継続被保険者として資格取得している。その後、同年10月1日に被保険者資格を取得したことで、同日に健康保険任意継続被保険者資格を喪失した記載になっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

石川国民年金 事案461

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

会社員の妻であったので国民年金の加入は任意であったが、少しでも将来の年金受給額が増えればと思い、町内会等の集金を通じて保険料を継続して納付していた。申立期間が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間は現在も未加入期間と記録されているところ、市の電算記録においても、申立人が昭和59年4月2日に国民年金被保険者資格を喪失し、61年5月29日に再取得の手続をしていることが確認できることから、申立人に対して申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは考え難く、保険料を納付することは困難であったと思われる。

また、申立人に申立期間直後の第3号被保険者への種別変更手続や申立期間当時の納付金額についての具体的な記憶は無いことから、申立期間の前後を通じて国民年金の被保険者であった状況をうかがうことはできない上、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月、47年2月から同年3月までの期間、47年6月から同年7月までの期間、48年8月、49年11月から50年1月までの期間及び50年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月
② 昭和47年2月から同年3月まで
③ 昭和47年6月から同年7月まで
④ 昭和48年8月
⑤ 昭和49年11月から50年1月まで
⑥ 昭和50年3月から同年6月まで

昭和44年12月から50年8月までの間に勤務先がいくつか変わったが、私が厚生年金保険の被保険者であった期間も母が私の国民年金保険料を納付していた。その後、厚生年金保険の被保険者期間に納付した国民年金保険料は還付を受けたと母から聞いているが、それ以外の国民年金の被保険者期間である申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の記録は、昭和62年8月7日に記録追加（市の電算記録によると、届出日は昭和62年7月1日）されていることが確認でき、申立期間は当該記録追加時点まで未加入期間であったため、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする母は既に亡くな

っていることから、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付の状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 から 12 年 3 月 まで
申立期間について、私の母が一括して金融機関で支払った。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、納付書により一括して金融機関で支払っていたので、申立期間の保険料も納めていたはずと述べているが、納付金額、支払った時期等についての記憶は明確ではない。

一方、申立人は20歳到達前の平成10年7月24日に基礎年金番号の仮付番が行われているものの、市役所の電算記録を見ると、その資格取得の入力は13年6月21日となっていることが確認できる。このことを踏まえると、平成10年度、11年度及び12年度の現年度保険料に係る納付書については、申立人に対して発行されなかった可能性が高い。

また、オンライン記録を見ると、申立人の最初の保険料納付日となっている平成14年2月25日に、平成12年度の保険料を過年度納付していること、及び13年度の保険料を現年度納付していることが確認できるが、この最初の納付時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付することが可能な別の基礎年金番号について、オンライン記録により各種氏名検索を行ったが、申立人に別の基礎年金番号が付番された事をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月から平成元年5月まで
昭和63年10月31日に退職し、平成元年6月1日に就職するまでの間の国民年金保険料は、私が市役所で国民年金と国民健康保険の加入の手続きをし、後日納付書で納めたのにその期間が未納となっている。納付済みとして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には国民年金に係る記号が「*」と記載されているところ、この記号は、平成*年*月に設立されたA社会保険事務所（当時）が管理する記号であることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は、時効のため納付することはできない。

また、申立人は、昭和63年11月頃にB市役所で国民年金の加入手続きをし、1か月1万数千数百円の保険料を支払ったと主張しているが、63年当時の国民年金保険料は1か月7,700円であることから、申立人の記憶は申立期間当時のものとは考え難い上、1か月の保険料が申立人の主張する1万数千円を超えたのは平成6年度以降であるところ、オンライン記録で確認できる申立人が初めて保険料を納付した時期が平成8年1月29日となっていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号がその前後の番号のオンライン記録から8年1月頃に払い出されたと判断できることを考慮すると、申立人の記憶は、8年以降の記憶であると考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川厚生年金 事案 561 (事案 271、354 及び 468 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 49 年 12 月 1 日まで

先日、申立期間について、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが、私は元事務職員から健康保険証をもらった覚えがあり、今回その元事務職員の同意書を新たな参考資料として提出するので、再度調査して、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社から提出された在籍証明書及び同僚の供述から、申立人が、少なくとも昭和 39 年 8 月 1 日から同社に勤務していたことが認められるものの、i) 当時の同僚等の供述から、同社では全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険へ加入させている状況がうかがえないこと、ii) 申立人が、49 年 12 月に同社の事務員から厚生年金保険への加入を勧められ、加入する旨回答したことを記憶していることから、同社において同年 12 月より前に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届は提出されていなかったと考えられること、iii) 申立人が所持する年金手帳から、厚生年金保険の被保険者資格取得日(昭和 49 年 12 月 2 日)と同日に国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認できるところ、申立人は、同社の厚生年金保険への加入を契機に国民年金の被保険者資格の喪失手続を行ったと述べていること、iv) 申立期間において同社の健保番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主により 49 年 12 月より前に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無いことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われ

ている。

また、再申立てにおいて、v) 複数の医院及びB労働基準監督署に照会しても、その当時の資料は保管されておらず詳細が不明であり、申立人の主張する健康保険証の使用について確認できないこと、vi) C弁護士会の相談会で、当該相談を行った事実のみでは、A社が申立人の保険料を控除していたことはうかがえないことから、平成22年10月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、再々申立てにおいて、vii) 申立人の主張する、申立期間における健康保険証の使用について確認できないこと、viii) 再度、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間において健保番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の主張する届出が提出された形跡は見当たらないことから、平成23年6月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は今回の再々々申立てに際し、元事務職員名義の書類（入社時から厚生年金保険に加入していた旨記載されたもの）を提出しているものの、当該事務職員に聴取したところ、申立人の入社日や厚生年金保険の加入時期についての記憶は明確ではないと供述しており、当該同意書をもって、申立期間において、申立人が厚生年金保険に加入していたとは推認できず、A社が申立人の厚生年金保険料を控除していたことをうかがうこともできない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 31 日から 49 年 1 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）で、昭和 48 年 12 月分の厚生年金保険料が控除されているのに、48 年 12 月の厚生年金保険記録がない。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 49 年 1 月の給料支払明細書から、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

しかしながら、当該給料支払明細書には、労働日が昭和 48 年 12 月 30 日までと記載されている上、B 社から提出のあった申立人の退職金計算書の退社年月日も同年 12 月 30 日と記載されていることから、申立人が、申立期間に勤務していたことが確認できない。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録も、離職日は昭和 48 年 12 月 30 日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失日（離職日の翌日）と一致していることが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条第 1 項において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条第 2 号においては「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の主張する昭和 48 年 12 月は、厚生年金保険法における被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。